

寄居町商工会館（旧武蔵野銀行寄居支店）

リノベーション設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

<目次>

- 1 目的
- 2 基本事項
- 3 業務概要
- 4 事業スケジュール（予定）
- 5 本プロポーザルスケジュール
- 6 参加者の資格要件
- 7 参加に対する制限
- 8 質問書の提出
- 9 参加表明書の提出
- 10 提案書の作成および提出
- 11 提案書テーマ
- 12 選定方法
- 13 契約の締結
- 14 失格事項
- 15 提出書類の取り扱い
- 16 その他

## 寄居町商工会館リノベーション設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本プロポーザルは、寄居町商工会館の旧武蔵野銀行寄居支店への移転に伴い、リノベーション設計業務を委託するにあたり、高い技術力と豊富な経験等を有する設計者を選定することを目的に実施するものである。

### 2. 基本事項

#### (1) 主催者

寄居町商工会

#### (2) 募集方法

公募型（寄居町商工会の会員であること）

#### (3) 選考方法

本プロポーザルは、最適候補者を選定するため、設計者の基本的な考え方や設計に関する技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価するものとする。

ア 最適候補者等の審査は、審査委員会において行う。

イ 一次審査では、参加表明書の提出者の中から、参加表明書に基づき資格審査及び評価を行い、技術提案書を提出できるものを選定する。

ウ 二次試験では、技術提案書の提出者の中から、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングに基づき、最適候補者を選定する。

#### (4) 担当

寄居町商工会館移転実行委員会 委員長 柴崎猛 担当 杉山明功

〒369-1203 寄居町大字寄居1207-2

電話 048-581-2161 FAX 048-581-1424 E-mail akinori@yorii.or.jp

### 3. 業務概要

#### (1) 業務名

寄居町商工会館（旧武蔵野銀行寄居支店）リノベーション設計事務委託

#### (2) 業務内容

寄居町商工会館（旧武蔵野銀行寄居支店）リノベーションに係る

基本設計・実務設計業務・設計監理

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和5年6月30日

#### (4) 整備計画地

寄居町寄居1228番地 旧武蔵野銀行寄居支店

(5) 敷地面積

591.78 m<sup>2</sup>

(6) 施設概要

構造 基礎 鉄筋コンクリート造 軸組 鉄骨造

延床面積 627.22 m<sup>2</sup> 床面積1階 320.20 m<sup>2</sup>

床面積2階 147.78 m<sup>2</sup>

床面積3階 159.24 m<sup>2</sup>

※別途図面参照

(7) 概算工事費 28,000千円(上限額・税込額)

(8) 業務委託料 4,000千円(上限額・税込額)

4. 事業スケジュール(予定)

| 項目      | 日程         |
|---------|------------|
| 本プロポーザル | 令和4年6月～7月  |
| 設計業務    | 令和4年8月～12月 |
| 施工公募    | 令和5年1月～2月  |
| 整備工事    | 令和5年3月～6月  |
| オープン    | 令和5年7月     |

5. 本プロポーザルスケジュール

| 項目       | 日程                    |
|----------|-----------------------|
| 公告日      | 令和4年6月13日(月)          |
| 現地見学会受付  | 令和4年6月14日(火)～6月17日(金) |
| 現地見学会    | 令和4年6月20日(月) 21日(火)   |
| 質問受付     | 令和4年6月22日(水)～24日(金)   |
| 質問回答     | 令和4年6月28日(火)          |
| 参加表明書等提出 | 令和4年6月29日(水)～7月1日(金)  |
| 一次審査結果通知 | 令和4年7月6日(水)           |
| 技術提案書提出  | 令和4年7月11日(月)～7月15日(金) |
| プレゼン     | 令和4年7月20日(水)          |
| 二次審査結果通知 | 令和4年7月22日(金)          |

6. 参加者の資格要件

参加表明日において、次の(1)から(8)までの資格要件をすべて満たす単体企業又はその単体企業を代表としたグループ(設計共同体)であること。

- (1) 寄居町商工会の会員であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをなされている者でないこと。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 国及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) グループ（設計共同体）の構成員として、又は他の単体企業若しくはグループ（設計共同体）の協力事業所として、本プロポーザルに参加していないこと。
- (6) 主たる事業分野（建築分野）を再委託しないこと。
- (7) 参加者は延べ床面積500㎡以上の建築物リノベーションの実施設計業務実績を有すること。
- (8) グループ（設計共同体）で本プロポーザルに参加する者の資格は、次の通りとする。
  - ア. 代表構成員は（1）から（7）の要件を満たすこと。
  - イ. 代表構成員は本業務において、当会との契約相手となること。

## 7. 参加に対する制限

- (1) 当該参加者における協力事務所は、他の参加者若しくは他の参加者の協力事務所としての重複参加は認めない。
- (2) 参加者が単体企業である場合、他の参加者であるグループ（設計共同体）の代表構成員を含む構成員となることはできない。
- (3) 参加者がグループ（設計共同体）である場合、その代表構成員を含む構成員は他の参加者であるグループ（設計共同体）の代表構成員を含む構成員となることはできない。また、他の参加者の協力事務所となることもできない。
- (4) (1)から(3)の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業とみなす。
- (5) 次に該当する者の所属する単体企業・団体及びグループ（設計共同体）は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに参加することはできない。
  - ア. 審査委員会委員及びその親族（二親等以内）
  - イ. 審査委員会委員及びその親族が主宰、役員、顧問及び所属をしている組織に所属する者

## 8. 質問書の提出

プロポーザル実施に当たり質問がある場合は、次の通り質問書（任意）を電子メールにて提出すること。

- (1) 提出先 寄居町商工会 担当 杉山明功：[akinori@yorii.or.jp](mailto:akinori@yorii.or.jp)

(2) 受付日 令和4年6月22日(水)～6月24日(金)

(3) 質問に対する回答日 令和4年6月28日(火)

## 9. 参加表明書の提出

参加者は以下の書類を、寄居町商工会へ持参又は郵便（配達証明付き書留郵便）にて提出すること。

| 提出書類           | 様式等               | 備考  |
|----------------|-------------------|---|
| ①参加表明書         | 様式1               | グループ（設計共同体）で参加の場合は、代表者名で作成すること。                 |
| ②グループ構成表       | 様式2               | 応募者の構成員を明らかにし、各々役割分担を明確にすること。<br>※グループ（設計共同体）のみ |
| ③技術職員調書        | 様式3               |   |
| ④業務実績等調書       | 様式4               |   |
| ⑤各種備考欄に記載する資料  | 該当する場合            |   |
| ⑥保有資格を証するものの写し | 一級建築士事務所登録番号の写しも可 |   |
| ⑦税の滞納が無い証明     | 国税及び地方税           |   |

## 10. 提案書の作成および提出

参加者は以下の書類を、寄居町商工会へ持参又は郵便（配達証明付き書留郵便）にて提出すること。

| 提出書類      | 様式等   | 備考 |
|-----------|---|----|
| ①技術提案書提出書 | 様式5   |    |
| ②提案書      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ A3サイズ用紙（片面横使い）2枚</li><li>・ 平面図、断面図、内観、外観のスケッチなど、設計図のわかる図面、デザイン趣旨や具体的な特徴に関する簡潔な説明文などを記入。</li><li>・ 図面の様式、縮尺は自由。</li><li>・ フォントサイズは10.5pt以上。</li><li>・ 応募者の匿名性を確保する必要があるため、提案図には応募者が特定できる事項等を記入しない。</li></ul> |    |
| ③協力事業所調書  | 様式6（該当する場合のみ）   |    |

|       |   |  |
|-------|---|--|
| ④参考資料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計業務参考見積</li> <li>・概算施設工事費</li> <li>・工事計画工程表</li> </ul> |  |
|-------|---|--|

## 1 1. 提案書テーマ

提案書の作成のテーマとして、下記の寄居町商工会館のコンセプトに対し適格のものとしてください。

- ・多様な人材が組織を超えてネットワークを広げ、イノベーションを創出させる拠点
- ・地域で持続的なビジネスモデルに挑戦する起業家のための拠点
- ・すべての事業者がメンターとなり、事業者間に有機的な繋がりを活かす拠点

## 1 2. 選定方法など

### (1) 選定委員会

受注候補者の選定にあたっては、選定委員会において、選定を行う。なお、参加者（参加表明書又は提案書）が1者のみであっても、選定委員会において内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

### (2) 第一次選考

参加表明書提出者の書類審査を行い、技術提案書の提出要請者を選考する。第一次選考の結果は、参加表明書を提出した全ての者に対して通知する。

### (3) 第二次選考

#### ア. 選考方法

- ①第一次選考で選考された者によるプレゼンテーション及び選定委員会による質疑応答・評価を行い、最適候補者を選定する。
- ②第二次選考（プレゼンテーション）への参加人数は3人以内とし、実際に業務を受託した際に主として担当する者を出席させること。
- ③第二次選考は、プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度とする。
- ④プレゼンテーションは、提出した提案書のみを基に行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等によりプロジェクターを使用しての説明とすること。なお、パソコンは事業者が持参すること。プロジェクター、スクリーンは当会で用意する。

#### イ. 結果通知

選定結果は、第二次選考を受けた全員に対して通知する。

### (4) 評価項目等

#### ア. 第一次選考（資格の審査）

参加資格要件に適合しているか審査を行う。

#### イ. 第二次選考（提案の評価）

| 評価項目   |              | 評価概要                                    | 配点 |
|--------|--------------|---|----|
| 実施設計方針 | 業務の取組意欲及び適格性 | 業務の取組意欲、プレゼンテーション・質疑応答時の対応力・技術力・受賞歴の評価  | 20 |
| 提案書    |              | コンセプトに対して的確な設計で、工夫・独創性・実現性・持続可能性を有するか評価 | 75 |
| 経済性    | 見積り金額        | 設計の見積り金額の経済性について評価                      | 5  |

### 1.3. 契約の締結

- (1) 当会は、最優秀提案者を受注候補者とし、契約締結の交渉を行う。なお、契約交渉が不調となった場合又は参加資格要件等を満たさないと認められた場合は、次点者と契約交渉を行うこととする。
- (2) 業務委託の仕様及び条件
  - ア. 本業務委託の仕様については、特記仕様書（案）に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、当会と受注候補者の協議の上定めるものとする。
  - イ. 配置予定技術者は特別な理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則変更できないものとする。なお、配置技術者の変更においては、当初の配置技術者と同等以上である ことについて、当会の承諾を得ること。
- (3) 業務内容及び留意事項
  - ア. 本業務の実施に当たっては、当会と十分協議して進めること。
  - イ. 設計金額を予定工事費内に収めること。

### 1.4. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、提出された参加表明書及び提案書等を無効とし、その者を失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本要領3記載の業務委託料を超えた場合
- (5) 公示の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) その他要領に違反するなど選定委員会が不適格と認めた場合

### 1.5. 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え、及び追加・削除は認めない。
- (3) 当会が必要と認めた場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとし、提出された書類は、提出した者に

無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、当会は提案者にあらかじめ許可を得て、その一部又は全部を無償で使用（複製、記録、保存、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

#### 16. その他

- (1) 本プロポーザルに参加に要する費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査方法、審査内容及び審査結果等に対する異議は認めない。
- (4) 本プロポーザルは、設計者を決定することを目的に実施するものであり、提案書の内容がそのまま実施設計に採用されるものではない